

葉山町個人情報保護法施行条例

葉山町個人情報保護法施行条例を次のとおり制定する。

(別 紙)

令和5年2月9日提出

葉山町長 山 梨 崇 仁

提案理由

社会全体のデジタル化に対応した個人情報保護とデータ流通との両立強化を図る目的から個人情報の保護に関する法律が改正され、地方公共団体にも適用されることとなることから、この法律の施行に関し必要な事項を定める条例を制定する必要があるため提案するものがあります。

葉山町条例第 号

葉山町個人情報保護法施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この条例で使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）で使用する用語の例による。

(開示請求に係る手数料等)

第3条 法第89条第2項の規定により納付しなければならない手数料の額は、無料とする。

2 法第87条第1項の開示を行う場合において、写しの交付を受ける者は、当該写しの作成に要する費用を負担しなければならない。

3 開示の実施方法が送付の方法により行われるときは、開示を受ける者は、送付に要する費用を負担しなければならない。

4 前2項の規定にかかわらず、町の機関（議会を除く。以下同じ。）の長は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、当該費用を減額し、又は免除することができる。

(開示決定等の期限)

第4条 開示決定等は、開示請求があった日から15日以内にしなければならない。ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、町の機関の長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を15日以内に限り延長することができる。この場合において、町の機関の長は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第5条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から30日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、町の機関の長は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定をすれば足りる。この場合において、町の機関の長は、前条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限
(事案の移送が行われた場合の期限)

第6条 法第85条の規定により事案の移送が行われたときは、第4条第1項中「15日」とあるのは「30日」と、前条中「30日」とあるのは「45日」とする。
(訂正決定等及び利用停止決定等の期限)

第7条 訂正決定等は、訂正請求があった日から15日以内にしなければならない。ただし、法第91条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 利用停止決定等は、利用停止請求があった日から15日以内にしなければならない。ただし、法99条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

3 前2項の規定にかかわらず、町の機関の長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、前2項に規定する期間を15日以内に限り延長することができる。この場合において、町の機関の長は、訂正請求者又は利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(審査会への諮問)

第8条 町の機関の長は、次のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、葉山町附属機関の設置に関する条例(平成7年葉山町条例第13号)に規定する葉山町個人情報保護審査会に諮問することができる。

- (1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合
- (2) 法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合
- (3) 前2号の場合のほか、町の機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

附 則

(施行期日)

1 この条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第37号)附則第1条第7号に掲げる規定(同法第51条の規定に限る。)の施行の日から施行する。

(旧条例の廃止)

2 葉山町個人情報保護条例(平成11年葉山町条例第16号。以下「旧条例」という。)は、廃止する。

(経過措置)

3 次に掲げる者に係る旧条例第3条2項又は第14条の規定による職務上又はその業務に関し知り得た旧条例第2条第3項に規定する個人情報(以下「旧個人情報」と

いう。)の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、前項の規定の施行後も、なお従前の例による。

(1) 前項の規定の施行の際現に旧条例第2条第1項に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又は前項の規定の施行の前において旧実施機関の職員であった者のうち、同項の規定の施行前において旧個人情報の取扱いに従事していた者

(2) 前項の規定の施行前において旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委託を受けた業務に従事していた者又は指定管理業務に従事していた者

4 附則第2項の規定の施行の日前に旧条例第15条、第29条又は第38条の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する個人情報の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。

条例の概要

題名

葉山町個人情報保護法施行条例

1 趣旨

社会全体のデジタル化に対応した個人情報保護とデータ流通との両立強化を図る目的から個人情報の保護に関する法律が改正され、地方公共団体にも適用されることとなることから、この法律の施行に関し必要な事項を定める条例を制定することとした。

2 内容

法律の施行に伴い、条例に委任された事項及び条例で規定できる事項について規定することとした。

(1) 手数料に関する規定（条例に委任された事項）

手数料を従前のおり無料とし、コピー代などの実費のみ請求者の負担とすることとした。

(2) 開示決定等の期限（条例で規定できる事項）

法律で30日とされている請求から決定までの期間を従前のおり15日とすることとした。ただし、他の団体に請求された個人情報を町で開示決定等をする場合は、法律のおり30日とすることとした。

(3) 審査会への諮問（条例で規定できる事項）

この条例の改廃等をしようとするときに諮問することとした。

3 施行期日等

(1) この条例はデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行の日（令和5年4月1日）から施行することとした。

(2) 葉山町個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）は廃止することとした。

(3) 旧条例廃止前に取得した個人情報の不当利用など禁止などの規定については、旧条例廃止後も従前の例によることとした。

(4) 旧条例廃止前に開示請求等がなされた場合は、この条例施行後も旧条例に基づいて請求等がなされたものとして手続きを行うこととした。